

# 泉区制 40 周年記念ロゴマーク取扱要綱

制定 令和 7 年 11 月 19 日 泉政第 1140 号（区長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、令和 8 年に泉区が区制 40 周年を迎えることを機に制定した、「泉区制 40 周年記念ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## （使用目的）

第 2 条 ロゴマークは、泉区制 40 周年を祝い、盛り上げ、泉区全体の一体感を創出するために使用する。

## （デザイン）

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

## （使用できる者）

第 4 条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 横浜市及び泉区の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市及び泉区が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団関係者並びにこれらに準ずる者の利益になるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が第 2 条に定める使用目的に鑑みて不適当であると泉区長（以下「区長」という。）が認めるとき。

## （使用期間）

第 5 条 ロゴマークを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## （使用手続）

第 6 条 ロゴマークを使用する者のうち、営利を目的とする用途に使用する者は（商品やサービスが有償か無償かを問わず、企業や団体の利益につながる場合は営利目的とみなす。）、事前に所管部署に相談のうえ、使用の 10 開庁日前までに「泉区制 40 周年記念ロゴマーク使用承認申請書（第 1 号様式）」に必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の承認・不承認を決定する。
- 3 区長は、同条第 1 項の申請を承認する場合には「泉区制 40 周年記念ロゴマーク使用承認通知書（第 2 号様式）」を申請者に交付し、不承認とする場合には「泉区制 40 周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（第 3 号様式）」を申請者に交付する。
- 4 前項の規定に基づき使用承認を受けた者が、その使用内容を変更又は取り下げる場合には、速やかに「泉区制 40 周年記念ロゴマーク使用承認変更・取下申請書（第 4 号様式）」に必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

5 区長は、前項に定める変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用承認変更・取下げの承認・不承認を決定する。

6 区長は、同条第4項の変更申請を承認する場合には「泉区制40周年記念ロゴマーク使用変更・取下げ承認通知書（第5号様式）」を申請者に交付し、不承認とする場合には「泉区制40周年記念ロゴマーク使用変更・取下げ不承認通知書（第6号様式）」を申請者に交付する。

（使用承認の取消）

第7条 第6条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者が、次の各号に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、区長は、その責めを負わない。

（1）虚偽の申請をした場合

（2）正当な理由がなく、申請内容と異なる使用を行った場合

（3）法令その他本要綱に違反した場合

2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、「泉区制40周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（第7号様式）」を申請者に交付する。

（使用料）

第8条 ロゴマークを使用する際の使用料は無料とする。

（遵守事項）

第9条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて「泉区制40周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守するものとする。ただし、区長が認めた場合はこの限りでない。

2 第6条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（1）承認された用途のみに使用すること。

（2）使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（営利目的使用以外の報告）

第10条 ロゴマークを使用する者のうち、営利を目的としない用途に使用する者は、可能な範囲で完成物件を提出するものとする。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（公表）

第11条 第8条第2項及び第9条により報告された完成物について、区長はロゴマークの使用状況として、ホームページ等により公表することができるものとする。

（所管）

第12条 本要綱に関する事務は、泉区区政推進課が所管する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、区長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年11月 日より施行する。

(別紙) ロゴマークデザイン



第1号様式（第6条第1項）

泉区制40周年記念ロゴマーク使用承認申請書

年　月　日

横浜市泉区長

申請者 住所（所在地）\_\_\_\_\_

氏名（団体名称及び代表者職氏名）  
\_\_\_\_\_

次のとおり、泉区制40周年記念ロゴマークを使用したいので申請します。

使用目的			
使用形態	作成物：		
	規格詳細：		
使用期間	年　月　日	～	年　月　日
価格等	<input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償（販売予定価格：円）		
使用場所 (配布先)			
作成数 (配布数)			
備考			
連絡先	担当者氏名 (電話) (Eメール)		

申請に必要な添付書類

- (1) 使用デザイン案等
- (2) その他参考となる資料

第2号様式（第6条第3項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市泉区長

泉区制40周年記念ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付で申請のありました泉区制40周年記念ロゴマークの使用について承認します。  
泉区制40周年記念ロゴマーク取扱要綱及び泉区制40周年記念ロゴマーク使用ガイドラインの規定に従って使用してください。

承認番号：\_\_\_\_\_

また、使用開始に先立ち完成物件を提出してください。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができます。  
該当の場合には、事前に担当までご相談ください。

使用内容を変更又は取り下げる場合には、速やかに泉区制40周年記念ロゴマーク使用承認変更・取下申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して提出し、使用開始前までに変更承認を受けてください。

【担当】泉区区政推進課

電話：

Eメール：

第3号様式（第6条第3項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市泉区長

泉区制40周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付で申請がありました泉区制40周年記念ロゴマークの使用について、次の理由により不承認とします。

不承認理由	
-------	--

【担当】泉区区政推進課

電話：

Eメール：

第4号様式（第6条第4項）

泉区制40周年記念ロゴマーク使用承認変更・取下げ申請書

年　月　日

横浜市泉区長

申請者 住所（所在地）\_\_\_\_\_

氏名（団体名称及び代表者職氏名）  
\_\_\_\_\_

承認番号\_\_\_\_\_で承認された泉区制40周年記念ロゴマークの使用について、次のとおり変更又は取下げしたいので申請します。

	変更前	変更後 (変更箇所：下線、取下げ：全体取消線)
使用目的		
使用形態	作成物： 規格詳細：	作成物： 規格詳細：
使用期間	年　月　日～年　月　日	年　月　日～年　月　日
価格等	<input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償（販売予定価格：円）	<input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償（販売予定価格：円）
使用場所 (配布先)		
作成数 (配布数)		
備考		
連絡先	担当者氏名 (電話) (Eメール)	担当者氏名 (電話) (Eメール)

申請に必要な添付書類

- (1) 使用デザイン案等（デザインに変更がある場合のみ）
- (2) その他参考となる資料

第5号様式（第6条第6項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市泉区長

泉区制40周年記念ロゴマーク使用変更・取下げ承認通知書

年 月 日付で申請のありました泉区制40周年記念ロゴマーク使用の（変更・取下げ）について承認します。

変更の場合には、泉区制40周年記念ロゴマーク取扱要綱及び泉区制40周年記念ロゴマーク使用ガイドラインの規定に従って使用してください。

使用開始に先立って、完成物件を提出してください。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができます。

該当の場合には、事前に担当までご相談ください。

【担当】泉区区政推進課

電話：

Eメール：

第6号様式（第6条第6項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市泉区長

泉区制40周年記念ロゴマーク使用変更・取下げ不承認通知書

年 月 日付で申請がありました泉区制40周年記念ロゴマーク使用の（変更・取下げ）について、次の理由により不承認とします。

不承認理由	
-------	--

【担当】泉区区政推進課

電話：

Eメール：

第7号様式（第7条第2項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市泉区長

泉区制40周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日に申請がありました、承認番号\_\_\_\_\_について、泉区制40周年記念ロゴマーク取扱要綱第10条の規定により、使用承認を取り消します。

取消理由	
------	--

【担当】泉区区政推進課

電話：

Eメール：